

'84. 12. 13 松下 昇

1. 12. 6 公判で、期日外に検討しておくことにや、たまたまとして

(a) 神戸大学からの文書提出命令 (b) 山本氏の証拠 があります。

(a) については (1) 「S. 44. 9. 1 授業再開を決定した評議会議事録」

は、松下研究室にて早く、評議会に送るはずなのに。

(2) 本年 11. 28 日の回答書に及る「神戸大学教授会

議事録 ('70. 1. 14 教養部) 神戸大学 C 共斗」

は、教授会が実質的に公開されていた事実及び

討論内容の松下知合へ起訴との関連を立証

している。

として、神戸大学から提出せよという文書と、12. 20 までには

提出してあげていただけたらいいですか？

裁判所の

また (3) 前記の資料は 2. 3 は保存してある、

と向き直っています。どのようを範囲と方法で調査したのか、

被告人へ弁護人がこれまで要求してきた調査の再度の提起と

共に (1)、(2) に絞って認めて下されば幸いです。

(b) については、有本氏 → 山本氏のハガキは採用されています。

(1) 面談後に作成したシジメは、関連性の証明と裁判官から

求められていたように思います。また

(2) 山本氏が被告人と出会った S. 46. 9. 22 の翌の資料は

前回公判では提出されていません。次回にはぜひ出して下さ

るようお願いいたします。12. 20 までに検察官へおしえておいた方

がよいでしょうか？ 関連性については、12. 20 公判にきて

下さる予定の山本氏から、証述で直接、説明していただくこと

も可能です。

2. 被告人質問の今後の展開については、12.19 午後3時頃の会議
までに、私の方でも精査しておきます。そのまでに

才8回 } 公判手続部分
才9回 }

才10回 公判手続・速記録・証拠カード

の勝手をお願いいたします。

3. あと3かせりようで申し訳ないのですが、~~12.17~~ 東京高裁で
行政訴訟（神戸大学の組合の審査に関する人事院の責任を追求）
の公判が実質審理のちいまま結審し、12.17に判決を~~執行~~
しようとしており、忌避を申し立てています。このまでの経過から
は強行の可能性が大了。

その場合、知（七中居七七）は、何らかの発言～をするこ
わり、拘束～監置ということも考へられます。そのうちと

12.19のう合わせ

12.20の公判への出席が不可能にちります。そのうち
ちいように努力（?!）いたしますが、不可能の時は~~神戸~~ ^{山手} 七人から
弁護人の方々へ Tel. していただくようにしますので、まことに恐縮
ですが、~~う合わせ~~、公判を来年1.31に延期する手続を
とっていただくためのです。Tel.のちいちは、19 > には勿論、出がります。
20

（ただし12.20法廷で） 乱文ですが、とりあえず。

↓
ご東京で出席要求しますから。